



## よくある質問にお答えします



いつから健康保険証として  
使えるようになるの？

健康保険証としての利用は、2021年3月から順次始まる予定です。  
利用するための申込は、マイナポータルでできます。



マイナンバーを見られるのが  
不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。  
もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続することはできない仕組みになっています。



## マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

**0120-95-0178**

受付時間(年末年始を除く)

平日 9:30~20:00  
土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難による  
マイナンバーカードの  
利用停止については  
**24時間  
365日受付!**



▼一部のIP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合

マイナンバーカード等

**050-3818-1250**

その他のお問合せ

**050-3816-9405**

▼英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について

Inquiries about My Number System

**0120-0178-26**

マイナンバーカード等

Inquiries about My Number Card etc.  
**0120-0178-27**

マイナンバーカードの  
↓申請方法はこちら↓



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

2021年3月(予定)から

# マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できるようになります!



マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん



公的個人認証サービスPRキャラクター  
マイキーくん

# 2021年3月(予定)から マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!



## 1 マイナンバーカードをカードリーダーにかざす

カードの顔写真を機器で確認します。  
※顔写真は機器に保存されません。

## 2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

## 利用申込はカンタン!



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル\*でできます。

(\*子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



## マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報は記録されません。



## どんないいことが? 6つのメリット

### POINT! 1 健康保険証としてずっと使える!

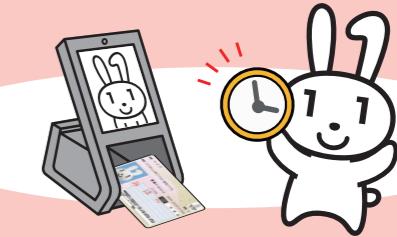
マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越ししても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。



※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

### POINT! 2 医療保険の資格確認がスピーディに!

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



### POINT! 3 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

### POINT! 4 健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、2021年3月(予定)から自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。

※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。



### POINT! 5 医療保険の事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、医療保険者等の事務処理のコスト削減につながります。



### POINT! 6 マイナンバーカードで医療費控除も便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年10月予定)。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。



利用申込受付中!

# マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できるようになります!

2021年3月から利用開始

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



## 医療機関や薬局の受付で マイナンバーカードを 顔認証付きカードリーダーに かざすだけ!

カードの顔写真を機器で確認します。  
※顔写真は機器に保存されません。



### 利用申込はカンタン!

今すぐ申込可能



まずは必要なものをチェック!

- ①申込者本人のマイナンバーカード  
+あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号(数字4桁)
- ②マイナンバーカード読み取対応のスマホ(又はPC+ICカードリーダー)
- ③「マイナポータルAP」のインストール

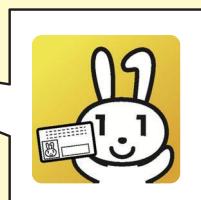
iPhone



Android



**STEP1** ●「マイナポータルAP」を起動する。



**STEP2** ●「健康保険証利用申込」をタップする(押す)。



**STEP3** ●利用規約等を確認して、同意する。  
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。



**STEP4** ●マイナンバーカードを読み取る。  
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマートフォンにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

**申込完了!!**

マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん

両面も見てね!  
▶



## どんないいことがあるの？

就職・転職・引越をしても  
健康保険証として  
ずっと使える！

※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。



あなたが同意をすれば、  
初めての医療機関等でも、  
今までに使った正確な薬の  
情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで  
自身の特定健診情報や  
薬剤情報・医療費情報が  
見られる！



マイナポータルを通じた  
医療費情報の自動入力で、  
確定申告の医療費控除が  
カンタンに！



限度額適用認定証がなくても  
高額療養費制度における  
限度額以上の支払が免除される！



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。

※現在の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



## いつから使えるの？

### 現在

- マイナポータルで、利用申込受付中！



マイナンバーカードの  
申請はお早めに！

### 2021年3月から

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
- マイナポータルで、順次特定健診情報の閲覧が可能に

### 2021年10月（予定）から

- マイナポータルで、薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能に

### 2021年分所得税の確定申告（予定）から

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力する  
ことが可能に



申込方法は  
特設ページでも  
確認できます！



[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)

### 健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー



マイナンバー総合  
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分

土日祝：9時30分～17時30分